

# 大津市での事故に関する保育の観点からの考え方と対応

令和元年5月16日  
交通安全対策特別部会・内閣第  
一部会・国土交通部会合同会議  
厚生労働省提出資料

## (1) 職員の状況

- 保育所の職員の配置基準は以下のとおり  
0歳児 3:1 / 1、2歳児 6:1 / 3歳児 20:1 / 4、5歳児 30:1
- 今般の事故時には、2歳児クラスの児童13人に対し、3人の職員が配置されていたとのことであり、配置基準を十分に満たしている状況

## (2) 園庭及び保育所外での活動について

- 事故に遭った児童が通う保育園には、敷地内には園庭が設置されていない。
- 保育所の設備運営基準上は、2歳以上の園児1人につき3.3㎡以上の園庭（屋外遊戯場）を設置することとしているが、保育所の付近の代わるべき場所でも可としている。
- また、保育の内容を定める保育所保育指針において、保育所外での活動については、園庭の有無にかかわらず、以下のとおり積極的な活用を呼びかけている。

※保育所保育指針の解説（抜粋）

保育所内外において子どもが豊かな体験を得る機会を積極的に設けることが必要である。その際、特に保育所外での活動においては、移動も含め安全に十分配慮することはもちろんのこと、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験ができるよう指導計画に基づいて実施することが重要

## (3) 事故防止及び安全対策について

- 保育所保育指針において、事故防止及び安全対策については、以下のとおり取扱いを定めている。

※保育所保育指針の解説（抜粋）

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

- 今回の事故を踏まえ、5月10日付けで事務連絡を発出
  - ・改めて、保育所保育指針に基づく安全管理の徹底を依頼
  - ・保育所外での活動は豊かな体験を得る機会として重要であり、引き続き積極的な活用を依頼